

平成26年5月15日改正以前の J A S 規格に認められていた食品添加物は、以下のとおり。

トマト加工品の日本農林規格（制定 昭和54年10月11日農林省告示第1419号）

第4条 トマトミックスジュースの規格

香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。

第5条 トマトピューレー及びトマトペーストの規格

トマトピューレー	トマトペースト
使用不可	1 pH調整剤 炭酸水素ナトリウム又はクエン酸

第6条 トマトケチャップの規格

特 級	標 準
香辛料抽出物以外のものを使用していないこと。	次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。 1 酸味料 クエン酸及びD L-リンゴ酸 2 調味料 L-グルタミン酸ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム 3 酸化防止剤 L-アスコルビン酸 4 糊料 タマリンドシードガム及びペクチン (それぞれ内容量が1 k g以上の製品に使用する場合に限る。) 5 香辛料抽出物

第7条 トマトソースの規格

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 酸味料
クエン酸及びD L-リンゴ酸
- 2 調味料
L-グルタミン酸ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、
5'-イノシン酸二ナトリウム及びコハク酸二ナトリウム
- 3 糊料
キサントタンガム及びタマリンドシードガム
- 4 香辛料抽出物
- 5 形状保持剤
塩化カルシウム及び乳酸カルシウム

第8条 チリソースの規格

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 調味料
L-グルタミン酸ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウム
- 2 香辛料抽出物

第9条 固形トマトの規格

次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。

- 1 酸味料
クエン酸及びD L-リンゴ酸
- 2 形状保持剤
塩化カルシウム及び乳酸カルシウム
- 3 香辛料抽出物